

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4
- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【都市戦略局計画部都市交通政策課】 5
- 特定有害物質によって汚染されている要措置区域の指定の解除【環境局環境監視部環境監視課】 6
- 歩行者利便増進道路の指定【都市整備局道路部道路計画課】 7
- 利便増進誘導区域の指定【都市整備局道路部管理課】 9

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】 12
- 建築基準法による認定の取消し【都市戦略局指導部建築指導課】 15

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 16
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 17
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】 18
- 物品等供給契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】 19

◇ 雑 報

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局管理課】

2 2

北九州市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月3日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
くきのうみ薬局	北九州市若松区中川町8番6号	令和7年2月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ゆうあい	北九州市八幡東区枝光三丁目1番3号	令和7年2月1日
I訪問看護station小倉	北九州市小倉北区片野二丁目21番29号-401号	令和7年2月1日

北九州市告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月3日

北九州市長 武内和久

1 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		指定年月日
有限会社あしびき薬局	旧	北九州市八幡西区大字木屋瀬365番地の11	令和7年2月1日
	新	北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目4番13号	
児童若者支援特化型訪問看護ステーションリカバリー	旧	北九州市門司区大里柳町三丁目7番1号-103号	令和7年2月1日
	新	北九州市門司区柳町三丁目7番1号-203号	

2 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		指定年月日
旧 医療法人木村医院	北九州市小倉南区下曾根四丁目23番28号		令和7年2月1日
新 医療法人木村内科・呼吸器内科医院			

北九州市告示第 28 号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成 5 年北九州市規則第 29 号）第 2 条第 4 項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和 7 年 2 月 16 日	午前 10 時から午後 11 時まで

北九州市告示第 29 号

特定有害物質によって汚染されている要措置区域の指定（令和 5 年北九州市告示第 181 号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定により当該区域の指定を解除するので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定を解除する要措置区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立図書館に備え付ける。

令和 7 年 2 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 指定を解除する要措置区域
北九州市門司区不老町一丁目 3 1 1 3 番 3 の一部
- 2 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去
- 3 土壤溶出量基準に適合した特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

北九州市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定により歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和7年2月3日から令和7年3月5日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月3日

北九州市長 武内和久

1 歩行者利便増進道路の指定日

令和7年2月3日

2 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名
市道	栄町5号線

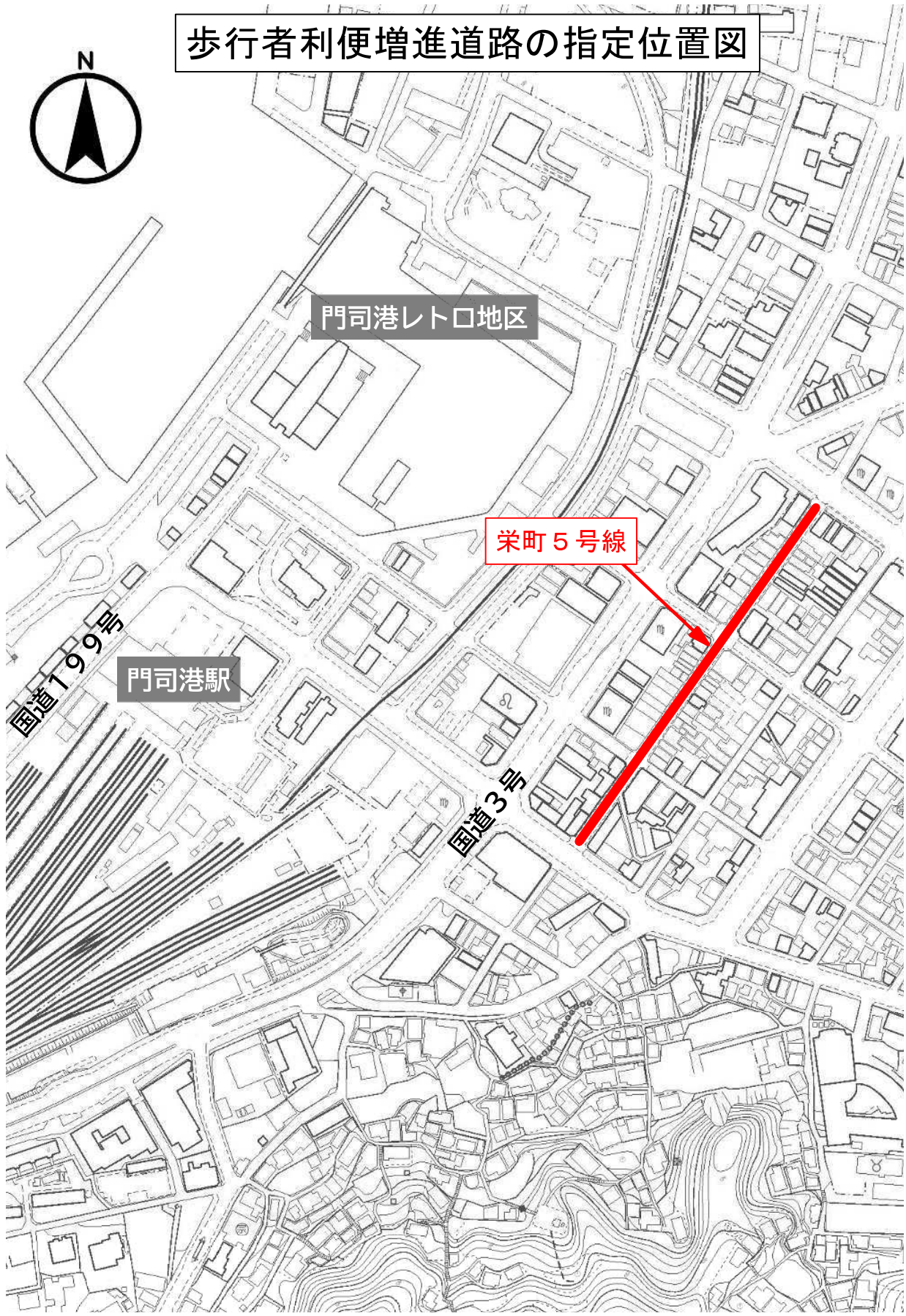
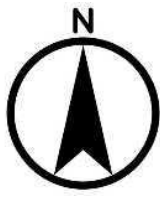
3 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）

路線名	区間
栄町5号線	北九州市門司区栄町57番地先から北九州市門司区栄町188番地先まで

4 図面縦覧場所

北九州市都市整備局道路部道路計画課

歩行者利便増進道路の指定位置図



北九州市告示第 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 3 条第 2 項第 3 号の規定により利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 3 月 5 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 利便増進誘導区域の指定日

令和 7 年 3 月 6 日

2 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	区間
市道	栄町 5 号線	北九州市門司区栄町 5 7 番地先から北九州市門司区栄町 1 8 8 番地先まで

3 利便増進誘導区域として指定する場所

別紙のとおり

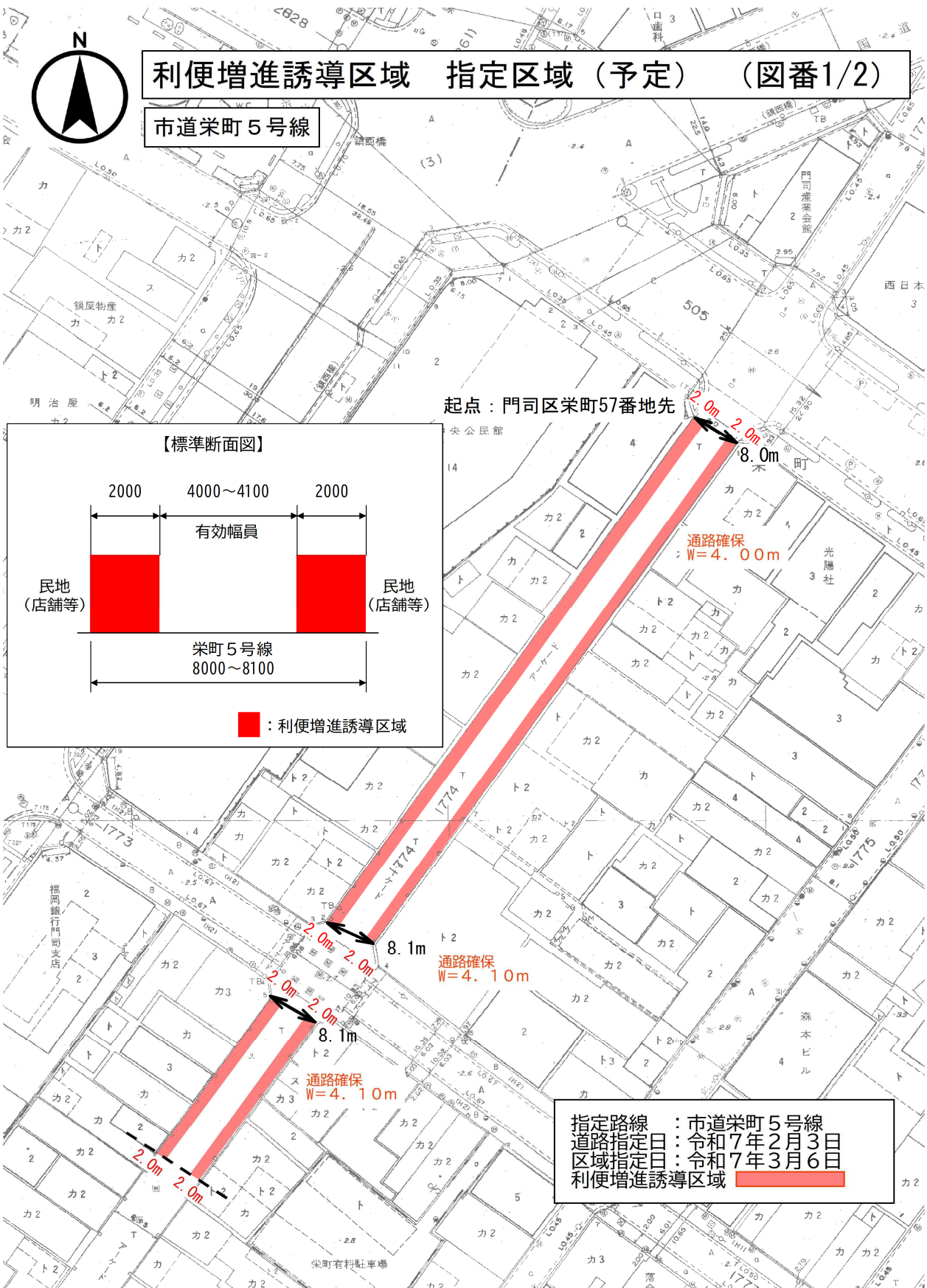
4 図面縦覧場所

北九州市都市整備局道路部管理課



利便増進誘導区域 指定区域 (予定) (図番1/2)

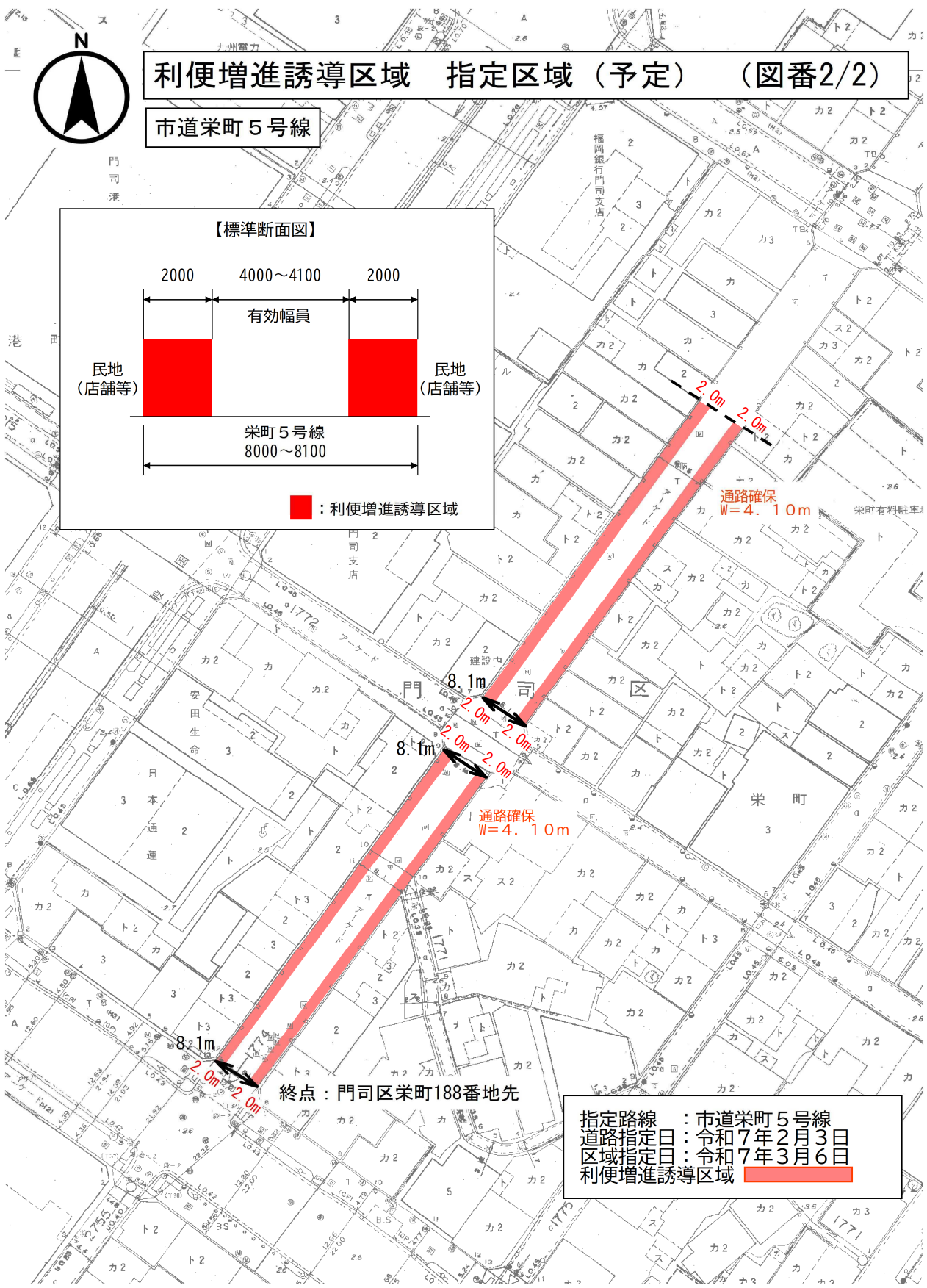
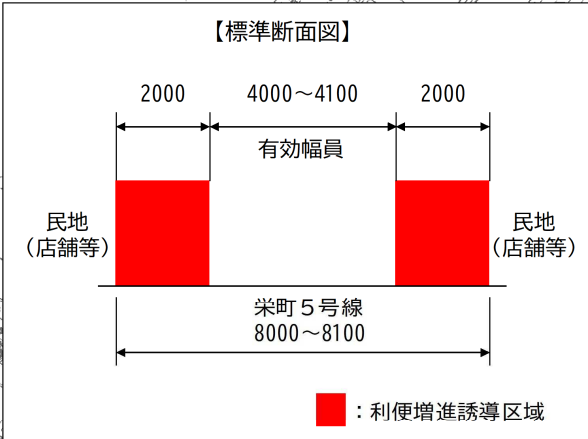
市道栄町5号線





利便増進誘導区域 指定区域 (予定) (図番2/2)

市道栄町5号線



指定路線 : 市道栄町5号線
道路指定日 : 令和7年2月3日
区域指定日 : 令和7年3月6日
利便増進誘導区域

北九州市公告第64号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月3日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和7年度会計審査補助等業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市役所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室
- イ 期間 この公告の日から令和7年2月10日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は行わない。
- (4) 競争参加の申出書の提出
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。
- イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間
- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室
- イ 期間
- (ア) 持参の場合
この公告の日から令和7年2月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和7年2月10日午後5時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室
- イ 日時 令和7年2月18日午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514

北九州市公告第65号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、認定の取消しを行ったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月3日

北九州市長 武内和久

1 申請者氏名

株式会社なかやしき 代表取締役 中屋敷善太郎

2 認定の取消しに係る対象区域の位置

北九州市小倉北区上到津四丁目1988番2、1989番5及び2028番4

3 認定の取消しに係る対象区域の公告番号（整理番号）

昭和63年5月11日付け北九州市公告第72号（整理番号第94号）

4 認定の取消し年月日

令和7年1月28日

北九州市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月3日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
K-121	NTEC	中村隆行	北九州市小倉北 区上到津二丁目 11番12-1 02号	令和7年2 月3日

北九州市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月3日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
H-012	有限会社ツル ヤ水道設備	鶴田良一	北九州市八幡東 区諏訪一丁目8 番5号	令和6年1 2月31日

北九州市上下水道局告示第4号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年2月3日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
5022	有限会社ツルヤ 水道設備 鶴田良一	八幡東区諏訪一丁目 8番5号	令和6年12月31日

北九州市上下水道局公告第14号

一般競争入札により、物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月3日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 調達内容

(1) 物品供給契約の名称及び数量

空港北町ポンプ場他4ポンプ場（低圧）電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年4月の検針日から令和8年4月の検針日の前日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉南区空港北町2番2号

空港北町ポンプ場

北九州市門司区大字今津30番地の5

今津ポンプ場

北九州市小倉南区葛原東四丁目7番

新手川ポンプ場

北九州市小倉南区下曾根二丁目2番1号

竹馬川第3ポンプ場

北九州市若松区響町一丁目101番16

響町ポンプ場

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年2月10日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 期間 この公告の日から令和7年2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html）において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争入札参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年2月10日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争入札参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和7年2月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年2月26日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和7年2月27日午後1時30分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第5号

一般競争入札により、地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程第3条に規定する特定調達契約を締結するので、同規程第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月3日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること

。

(2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと

。

(5) 次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立八幡病院事務局管理課（電話 093-662-6565）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年2月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院事務局管理課

イ 日時 この公告の日から令和7年3月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで並びに同月17日午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 地方独立行政法人北九州市立病院機構ホームページ（<https://www.kitakyu-cho.jp/o-bid/>）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所にお

いて無償で交付する。

(3) 入札説明会 実施しない。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和7年2月25日午後5時まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市立八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年3月14日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院4階 中会議室1

イ 日時 令和7年3月17日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規程第9条第1項各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立八幡病院事務局管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

電話 093-662-6565

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Kitakyushu Yahata Hospital

(2) Deadline of Tender (by hand) 10:00a.m., March 17, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail) 5:00p.m., March 14, 2025

(4) For further information, please contact:

Management Division, Secretariat, Yahata Hospital, City of Kitakyushu,
2-6-2 Ogura, Yahatahigashi-ku, Kitakyushu-city 805-8534 Japan

TEL 093-662-6565